

国民年金 だより

問い合わせ先
 市民課 ☎(40)5556
 栃木年金事務所
 ☎0282(22)6074、4134

「平成27年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の提出について

○老齢年金(※)には、所得税法により、「雑所得」として所得税および復興特別所得税がかかります。

なお、障害年金、遺族年金には税金はかかりません。

※老齢年金とは、老齢または退職を支給事由とする年金をいいます。

○所得税の課税対象となる方は、「扶養親族等申告書」を提出する必要があります。

○所得税の課税対象となる方は、次の金額の老齢年金を受け取られた方です。

1. 65歳未満の方は
108万円以上
2. 65歳以上の方は
158万円以上

○「扶養親族等申告書」を提出されない場合は、各種控除が受けられないだけでなく、源泉徴収税率も異なります。

「扶養親族等申告書」の送付について

日本年金機構は、毎年、所得税の課税対象となる方に、「扶養親族等申告書(はがき形式)」をお送りしています。

平成27年分は、10月22日より順次送付しています。

提出期限を過ぎて申告書を提出していただいた場合でも遡って源泉徴収税額を再度計算しますが、早めの提出をお願いします。

「扶養親族等申告書」を棄損または紛失された方は、日本年金機構のホームページから印刷することができますので、必要事項を記入のうえ、封筒に入れて、提出してください。

○提出先

〒119-0220
 東京都杉並区
 高井戸西3丁目5番24号
 日本年金機構 宛

※市役所ではお預かりできませんのでご注意ください。



国民年金保険料のご案内を民間委託しています

日本年金機構では、国民年金保険料の納め忘れの方に対して、電話・文書・戸別訪問による納付のご案内や免除等の申請手続きのご案内を民間事業者へ委託しています。

《平成26年10月からご案内させていただく民間事業者》

○事業者名 (栃木年金事務所管内)

日立トリプルウィン(株)

○問い合わせ先

☎0120(211)231

※その他の地域を担当する民間事業者については、日本年金機構ホームページまたはお近くの年金事務所でご確認ください。

**振り込め詐欺などに
ご注意ください**

①民間事業者は、日本年金機構が発行した納付書により最寄りの金融機関やコンビニエンスストアでお支払いいただくようご案内します。

※銀行口座を指定してATMの操作により振込をお願いすることはありません。

②民間事業者が戸別訪問して保険料をお預かりする場合は、顔写真入りの納付書(身分証)を提示し、日本年金機構が発行する納付書をお持ちの方に限り、保険料をお預かりすることが可能となっております。

※納付書をお持ちでない方から保険料をお預かりすることはありません。

